

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 11 月 15 日

株主各位

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目 1 番地
株式会社インターアクション
代表取締役社長 木地 英雄

当社は平成 25 年 10 月 18 日付取締役会において、平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 11 月 30 日（土曜日）と定めましたので公告いたします。

上記株式分割に伴い、当社発行可能株式総数につきましては平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）付をもって、当社定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を 254,000 株から 25,400,000 株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。東京証券取引所マザーズ市場における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
- 株式の分割及び単元制度採用後のご所有の株式に関するご案内は、平成 26 年 1 月中旬にお届出のご住所にお送りいたします。
- 平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）付をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。